

平成21年6定厚生常任委員会

小野寺委員

私も在宅重度障害者等手当の見直し等について若干お尋ねをしたいというふうに思いますけれども、今回の在宅重度障害者等手当、これは大幅な整理、また切下げといってもいいというふうに思いますけれども、この間の県のいろいろ御説明を聞いたときに、大変自分の承知をしている在宅重度障害者の姿というのは、やはり違和感を持つことがありました。それは、この間今回切下げの理由になってもいますけれども、在宅で介護を受ける、また生活をする障害者に対するサービスが大変充実をしてきたんだと。先ほどの障害福祉課長の御答弁の中では、あるべき姿になっていない手当の形というような言葉も出てきましたけれども、県は本当に在宅障害者に対する、介護環境という言葉が適切なのかどうか分かりませんが、そういった環境が、施設に入所して介護を受ける障害者の環境に肩を並べているというふうに考えているのかどうか、それをまずはお聞かせください。

障害福祉課長

今回引き続き支給対象とされる常時介護を必要とされる方々についてはまだまだ不十分な点はあろうかと思っておりますけれども、支給対象から外させていただくことを予定しております方々については一定水準、在宅サービス、ホームヘルプにしてもデイサービスにしても一定水準の確保ができていますのかなというふうに考えております。

小野寺委員

先ほどの佐々木委員の質問に対しての御答弁で、大体その介護サービスを必要としている人というのは3万3,000人ぐらいの方、そのうち今回は約8,000人に絞り込む。残りの2万5,000人の方々は重複重度ではないけれども、介護サービスを必要としている人たちだというふうに思うんです。そういう人たちも含めたときに本当に在宅障害者と施設で暮らす障害者との介護環境が、本当に平等なのかどうかという疑問は大変強く持っているんです。重ねての答弁は結構ですけれども、だから県は障害福祉計画やるんだと、だからランドデザインなんだというふうに恐らくおっしゃるんだと思っておりますけれども、ただそれも、これまでの議論を聞いていると一朝一夕ではこれはなし得ないですね。大変、例えばグループホームにしてもケアホームにしても、さっき話が出たレスパイトにしても、そう簡単に進むものじゃないと、それがこれまでの御答弁で分かりました。

さてそこで、今の手当のように大変薄く広く生活支援をしていくというようなものというのは、ともすると焼け石に水だとかばらまきだとかという批判を受けやすいわけですが、でも反面確実に、当事者の手元に届くということがあります

よ。それで、当事者が自ら判断をして自分に合った使い方ができるという、そういうメリットも当然ある、外しがない。だけれども一方で、施策事業ということになると、この事業は私には関係ないよと恩恵に浴さないよということも当然出てくるわけですよ。

これまでの手当というのは、これは言うまでもなく直接的な生活支援だったわけです。金額は十分じゃなくても生活費に充てたりとか、また福祉介護サービスを受ける際の多少なりとも足しにしたりとかということでは役立ってきたというふうに私は思います。その手当を今回カットするわけですから、であれば同時に、あらかじめその直接的な生活支援施策というのを間断なく打っていくというのが、これはもう譲れない一線ですよ。それがなければ恐らく障害者の方々、当事者の方々も納得しないというふうに私は思いますね。

県は、たしか言葉は正確ではないかもしれませんが、今のその現金給付だと本来の目的以外に流用されてしまう、そんなようなことまで言っているわけですから、本来の目的に合ったというか、その直接的な生活支援メニューというのを計画の初年度からしっかりとそろえていくというのは大きな責任ではないかというふうに思うんですが、これはいかがですか。

障害福祉課長

初年度の事業として先日部長からも答弁をしましたように、保健福祉部としては16億の事業展開を予定を考えているところでございます。その具体的なメニューとか事業というのは予算そのもの話になりますから、時期的にはその時期が来ないとお示しできないというのは御理解いただきたいと思うんですけれども、今の時点でそういう事業の組立てを考えているということは御理解いただきたいと思いません。

小野寺委員

おっしゃっていることは一定理解しますけれども、でも、やっぱり、やらなければならぬということがあると思うんです。繰り返しになりますけれども、直接的な、生活支援としてこれまであったものをカットするわけですから、同じようにやっぱり生活支援に直接結びつくそういう施策があって、初めて僕は当事者の方々に理解をしてもらえるんだと思うんですよ。確かに今いろいろ組み立てている最中ですよというふうにおっしゃいますけれども、でも、今私が言っていること分かりませんか。いわゆる直接的な生活支援のこれまで身の回りのことに使っていた。それが今度なくなるわけですから、それに代わって使い勝手の良い本当に身近で使える、そういう介護サービス、福祉サービスにそのまま転換できる、それが目の前にそろっている、それで初めてこういうものがあるんだからカットはされるけれども、でももしかすると今までの同等以上のものでサービスが受けられるかもしれない、またこういう使い勝手の良いものがそろっているというものがあって初めて、これを理解が得られるのではないかと私は考えるんですけれども、どうでしょうか。

障害福祉課長

委員のおっしゃることごもっともだと思っております。そういうふうに思っただけのように精一杯やりたいと思います。施策へ向けて市町村、事業者、調整を図っていきたいと思っております。

小野寺委員

今お示しいただいているこのグランドデザインですとか障害福祉計画を、今私たちはこれをどういうふうに評価するかという、そのぎりぎりの局面に立たされているんですよ。そのときに、先ほど来話が出ているように、いや、お金は一遍に切らせてもらいますよと。だけれども、このグランドデザインのこの書面を見れば分かりますけれども、さっきの木内委員の話にも出ましたけれども、施策については5年のうちに何とかしますよみたいな、これで私たちはどうやって評価しろというわけ。このプラン自体を評価できませんよ、これは。

グランドデザインはさっきもちょっと大ざっぱなものだという話が、確かに大ざっぱですよ。だけれども、その反面、その障害福祉計画というのはいろいろ細かいところまでやっているわけだから、だからちゃんと、こういうことに関しては初年度から間断なく、一番生活に身近なそういう福祉サービス、介護サービスが途絶えることなく、その手当をカットする代わりにきちっとやっていきますよという、これを優先してやっていくということをやっぱり約束をしていただかないと、我々は、これ評価のしようがないんですよ。

障害福祉課長

そういう意味では、先ほど来答弁いたしましたように、障害福祉計画に掲げたサービスの見込み量でございます。グループホーム、ケアホームの3年間かけて1,600使っていく。それからレスパイトにしても短期入所、そのために必要な短期入所の事業所をある程度の広域的な観点から地域にそろえていくと、こういったことについては一生懸命平成22年度、実際に目に見える形で立ち上げたいというふうに思っております。

小野寺委員

今おっしゃっていただいたようなことをきちっと、言葉だけではなくて、ちゃんとメニューとしてこれはこれぐらいのものは最低限そろえますというものを、やっぱりきちっとお示しいただきたい。これは今幾つか例を挙げていただきましたけれども、もっともっとありますよ。本当に身近で、もう急がれることだし、しかもこの手当をカットした、それに見合うそういう事業として、やっぱりきちっとお示しをいただかないと、なかなか私たちは評価ができないということをお伝えをしております。

続けて、なぜ激変緩和の経過措置というのが1年なのかということに、ちょっと私も疑問を思っていますのでお尋ねしたいと思うんですけれども、今回のこの見直

しというのが通れば、平成22年度の見直し推計額19億円のうち、先ほど来話が出ていますように、このプログラムを推進するために16億円、とりあえず平成22年度で使えます。そういう話でした。ただ、先ほども話が出ましたけれども、平成23年度以降、これがどうなるかというのはこれ分らないですよ。というか、当事者には全く見えない話です。金額にしても先ほど来180億プラスアルファみたいな話が出ていますけれども、そんなお話は一切皆さんの方からお聞きしていませんしね。例えばこれが本来であれば、まなびや計画みたいに10年で1,000億円使って整備をしていきますみたいなことが具体的に出てくればいいんだけど、それはもう説明ができないというお話でした。それでいいですか、そういうことで。

障害福祉課長

そのとおりでございます。

小野寺委員

先ほど相原委員の質問に対しての答弁の中で、この当面5年間の計画になっておりますから、その5年間、手当の削減分に見合うものとなるように努力したいと、こういうお話がありました。でも、本当に見合うのかどうか。これは具体的に実現の目どが立った施策をきちっと見ながらですよ。それこそ、それに見合った額というものをその手当から施策事業にその都度その都度移行していくというのが、これが筋だというふうに思うんです。それはどうですか。

障害福祉課長

総体の考え方としては手当を見直す。それでその見直しで一定の財源が確保できるわけですから、その財源を新しい施策に振り向けると、こういうことでございますけれども、では、幾ら施策をやったから幾らその分手当の見直しをする、こういう施策の進め方、手当の見直しの仕方というのは、現実問題として不可能だというふうに考えております。大きな方針として事業の取組の方針を立てて、それに沿って全力を挙げて取り組む。それで手当の見直しは一定の経過措置でもって時代に合った見直しを進めると。これをセットで進めるとというのが考え方で、必ずその施策に見合って手当の見直しも進めなければならないというふうには考えておりません。

小野寺委員

本当にそのカット、手当の縮減ですよ。それに見合うだけの事業が展開されるかどうかというのは、正しくこの施策の説得力だと思うんですけれども、何でできないのかおっしゃってください。何で不可能なのか。

障害福祉課長

施策を組み立てる、最初はすべて100%稼働というわけにはいかないと思います。だから、そういう意味では順次箇所数が増えていく、それに沿って手当も見直せばいいのではないかという、そういうお話だろうと思いますけれども、実際には施策を組み立てるときには、例えば地域の拠点となるような事業所、障害保健福祉圏域ごとに設けるといような、例えば短期入所のための事業所をそろえるというような場合は、我々障害福祉課としては少なくともすべての障害保健福祉圏域でそういったことができるように事業立てを考える。そうである以上は、実際にサービスの伸びがどうなるのかというのとは別に、我々としては施策としては全体像を組み立てたこととなります。

その結果、幾ら使われるかという問題というのは、結果ふたを開けて、年度が終わって見ないとそれは幾らになるかというのはなかなか見えないわけです。ただ、我々としてはそういう事業を組み立てて予算を用意する。そうすると、そうである以上は手当もそれに合っ、それに沿った形での見直しをせざるを得ないわけですから、ですから、その実績に見合っというの、結果的にいえば評価はできるんでしょうけれども、あらかじめそういうプログラムの刻むということは施策を組み立てる上では難しいと考えております。

小野寺委員

実績に見合っということに別にこだわっているわけではないんです。保健福祉部として何年かの計画でおやりになるわけです。いっぺんにはできないわけです。何年かにわたって実際には予算が執行されていくんだと思うんです。そのときに、要は予定ですよ、正におっしゃった予算ですよ。こういう事業を今年度はやりたいということ、絶対これはもうこの年度で進めたいんだと。それには大体幾らかかるかぐらい分かるじゃないですか。それに見合う額を減じていくという、減ずるといったらちょっと違うかもしれませんが、それを実際の手当から差し引いていくという考え方だっと思うんですけれども、それができない理由というのは、いま一つ課長の話をお伺いしても、本当に段階的に、いや、本来は先ほどの話で、今も在宅障害者向けのサービスが決してもう十分だと思っいませんから、これはこれでやってほしいわけですよ。さっき3万3,000人のうちの8,000人差し引いた2万5,000人も含めて、少なくともその介護サービスを必要とする人たちにはちゃんとこの手当を支給して、その一方で新たな様々な計画も立ててほしいというがそうですよ。

ただ、それはなかなか財源の問題もあるでしょうから、これは私としても百歩譲って、じゃその今の枠の中でどうしていったらいいのかと、これはもう実現させようとする施策と見合う、そのお金を、財源を確保するという意味でその手当を縮小しているというようなことが、私の中で自然な考え方なんです。それはまた当事者の方々にとっても理由が説明できると思いますか、そういうことになるんではないかと思うんですけども、どうですか。

障害福祉課長

まず、恐らく考え方の違いとしてあるのは、その刻むという考え方というのと、私どもの考えていることとの一番大きな違いというのは、今の現在の在宅重度障害者等手当の制度設計が時代にそぐわなくなっているという、まず基本認識がある。それで、これをできるだけ速やかに今の時代に合った手当制度にしたいと。まず、こういう基本的な考え方があります。ただ、それをするに当たっては急激な変化にならないように1年の経過措置を置く。その出発点が、まずそこに私どもの考えはあるということでございます。

その一方で、これは施策推進協議会の方向付けでもグランドデザインでもうたわれたように、見直しとセットで新たな地域生活支援施策に県としての役割を果たせると。ですから、そういう意味ではセットではあるけれども、必ずその見直し額とそれから施策の額がイコールでなければならぬという議論ではないと思っております。ですから、見合ったもの、将来に向けて見合ったものにしていく、その努力は最大限やるわけですがけれども、変わらずその時期、その時期でイコールでなければならぬというふうには考えておりません。

小野寺委員

私も金額は必ずしもイコールでなければいけないなんていうのは一言も言っていないです。ただ、説明なんですよ。こういうことをやりますからこうしますよという説明がもっと具体的にできるような、もっと具体的な説明をしていただかないと、私たちが障害者の当事者の皆さんにお会いしたときに説明はできないという話をしているんです。

ちょっと話の角度を変えますけれども、最初に申し上げたその激変緩和のためのこの経過措置、何で1年で十分だと思ったんですか。

障害福祉課長

今回8,000人規模に絞り込むというのを昨年12月定例会においてお示しをさせていただきました。そのときに周知期間も含めて急激な変化にならないように1年間というお話を素案という形でお示しをさせていただきました。そのときの12月定例会の常任委員会の議論、それからその後のパブリック・コメントでなくされては困るというような多くの意見を踏まえて、半期分、もう1年経過措置を置かせていただいた。その12月議会以来の議論を踏まえての1年間でございます。

小野寺委員

余り必然的なところから導き出した1年ではないですよ。これは、やっぱり今給付を受けている人たちの立場に立って考えなければいけないと思うんですよ。先ほど私が何段階かと言ったような、本当にこれ正しく激変緩和だと思うんです。1年で、しかも1年というのは先ほどまでの議論を聞いていると、1年じゃ猶予期間を持ったからといって、その後もう急速に施策がいろいろ展開するとは全然思えない

わけですよ。やっぱり時間をかけて着々とやっていく。いわゆるそれに見合わない期間です、1年というのはね。何でその1年と設定したのか、全然僕は理解できない。

障害福祉課長

先ほども申し上げましたように、できるだけ早く手当をあるべき姿にしたい。ですから、そういう意味では短ければ短いほどいいだろうと。その一方で支給対象でなくなる方、その間のバランスだろうと思います。だから、そういう意味で12月議会の議論、それで2月議会での議論を踏まえて1年間、半期分という、そういう設定にさせていただいているというものでございます。

小野寺委員

障害者の当事者、現場の皆さんは短ければ短いほどいいなんてだれも思っていないですよ。そこがやっぱりずれているというか、我々と、やっぱりかみ合わないところだと思うんですね。

今いろいろ御答弁いただきましたけれども、さっきのちゃんといわゆる生活に密着した直接的な生活支援なんだから、それにしっかりと見合うというか、もう同時にまたあらかじめ用意されるメニューのやっぱりこれの明示も必要だと思いますし、今申し上げた何で1年間なんだと。今1年間といろいろ課長からも御説明いただきましたけれども、なぜ1年であらねばならんのか。その1年というのは何を担保するのかということは、全く私分からないんで、これはちょっと一回お考え直しをいただいて御答弁いただけますでしょうか。

保健福祉部長

先ほどの小野寺委員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月定例会、この厚生常任委員会におきましてこの条例の改正素案を御報告申し上げた際、1年の据置きに加えて更なる経過措置が必要との御意見を頂いたことを踏まえ、更に半期分の手当を平成22年度に支給することとしたものでございます。

小野寺委員

今御答弁いただきましたけれども、今の御答弁ではこの間の質疑も踏まえて納得できないというふうに考えます。また、このままですとこの議会で決めることができなくなってしまいます、本当に。ですから、もう一度経過措置を加えて更なる緩和を図るべきであるというふうに私は考えております。

激変緩和策を御提示いただけるようお願いしたいと思います。

保健福祉部長

大変恐縮でございますけれども、先ほどの答弁と変更はございません。少なくとも1年間の据置きと更なる経過措置ということでもう1年、半期分の支給をして激変緩和をしたということで御理解をいただきたいと思います。

小野寺委員

今日の質問を終わります。